

母親へのアクセス

母親を探すことを決断したら 母親についての情報を集めます。既に情報を手に入れている場合は次のステップに移ります。情報を入手していない場合は情報収集から始めます。

【 戸籍謄本から生母の現住所にアクセスする 】

一番新しい本籍のある市役所で一番新しい戸籍謄本（全部事項証明）を取り寄せます。本籍地が不明な場合 自分の住民票がある市役所で記載の省略のない住民票を請求すれば本籍地が記載されています。最終の戸籍に「改製」の記載があれば 次に取るのは改製前の戸籍「原戸籍」です。原戸籍を取って「転籍」の記載があれば転籍前の本籍地の役所で除籍謄本をとる必要があります。このようにして戸籍の内容から従前の戸籍を示す「改製」「転籍」「養子縁組」など 従前戸籍の記載を探して追っていきます。自分の戸籍についてはこのようにして追跡できます。

ところが生母の戸籍についてはこのように追跡できません。戸籍法10条 10条の2に戸籍の謄本等の交付請求をできる者についての規定があります。特別養子縁組が成立すると 民法817条の9に規定されているとおり 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は特別養子縁組によって終了することになります。そのため養子と生母の親族関係が終了してしまい法的な立場は第3者になります。そのため養子は自分の戸籍を請求することはできませんが特別養子縁組が成立すると生母の戸籍を請求することはできません。そのため養子が生母の現住所を知るために戸籍を請求しても請求先の市町村役場が『戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合に該当する』と判断しないかぎり実母の戸籍の附票を取得することは困難です。

普通養子縁組の場合は戸籍謄本から戸籍の附票をたどり実母の現住所を確認することができますが 特別養子縁組の場合は戸籍の附票から実母の現住所を確認することはできません。

このような事情があり 将来ルーツ探しをすることを想定して 生母さんから特別養子縁組に委託する前に ルーツ探しの可能性について言及し生母の氏名や住所について養子に伝えてもよいか同意書をもらうように提案しています。あるいは家庭裁判所で特別養子縁組の申請を行う際裁判中であれば養親さんは当事者ですので裁判記録を閲覧できます。生母さんの名前と住所を記録し保存していただくよう養親さんに提案しています。あるいは養育委託する際 生母さんから子供宛てにメッセージを書いてもらい そこに生母さんの氏名や住所を記載してもらうようにも提案しています。

【 児童相談所の記録から委託されるまでの経緯について情報を入手する 】

児童相談所から特別養子縁組に委託された場合 委託された児童相談所に『資料開示請求』を行い委託された状況について把握することができます。しかし児童相談所の資料の保管期間は5年なので資料請求しても5年以上が経過していると破棄されている場合があります。

【 斡旋事業者に養育委託されるまでの経緯について情報収集を行う 】

特別養子縁組を斡旋した支援事業者にお問い合わせを行います。支援者が記録を残している場合は経緯について教えてくれます。しかし支援事業者も20年以上経過すると廃業したり記録が散逸してしまったり当時のことを記憶している人が退職して説明できる人がなくなっています。廃業し

た事業者についての情報は 所轄の児童相談所が資料を保管していますので 担当管区の児童相談所に問い合わせを行います。

【 保護されていた乳児院から情報収集を行う 】

保護された乳児院で当時の記録を調べてもらうことができます。保護された経緯について当時を知る職員さんがいれば直接話を聞くことができます。乳児院の職員さんは保護した子供について気にかけているので経緯について子供のためならば話をしてくれることがあります。当時を知る古い職員さんほど当時のことを話してくれます。しかし20年以上経過してしまうとほとんどの職員さんが退職してしまい当時のことを話してくれる人は残っていません。

【 裁判所記録から養育委託された経緯について情報収集する 】

家庭裁判所に『 保有個人情報開示請求書 』を提出します。その際 本人確認書（直近の写真2枚）が必要です。保有個人情報開示請求書を提出すると開示方法が選択できます。

①開示媒体の選択

（文書で開示するのか Web で開示するのか メールで開示するのか選択します）

②閲覧方法の選択

（内容について説明してもらうのか 閲覧するのか選択します。）

③開示される資料について

開示される資料には（経過記録 審判書 嘱託書 嘱託書回答）があります。

家庭裁判所には記録の保存義務がありますが 裁判記録の保管義務は5年なのでそれ以上経過している場合は記録が破棄されています。20年以上経過すると数行の判決文しか残っていません。

【 コラム 家庭裁判所に申請しても養育委託された経緯についての裁判記録は実質閲覧することができない 】

養子さんが自分が特別養子縁組に委託された事件について 記録の閲覧を申請すると裁判記録が閲覧することができるような仕組みになっています。これは家事事件手続法47条に規定されています。なぜなら同法47条第1項には「当事者又は利害関係を疎明した第三者は 家庭裁判所の許可を得て裁判所書記官に対し 家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」とあるからです。これだけを読むと養子（当事者）は家事裁判記録の閲覧ができるように思えます。

ところが同法47条第4項には「家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活について重大な秘密が明らかにされることにより その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは 前項の規定にかかわらず 同項の申立てを許可しないことができる。事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不相当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする」とも規定されています。つまり養子（当事者）が裁判所に開示請求しても 裁判所が開示が適当でない判断してしまうと閲覧することができません。たとえ養子であっても家事裁判記録を閲覧できないのが実情です。あるいはできたとしても生母についての記録（生母についての記載）は申請者の記録ではないでの黒塗り（マスキング）されて隠されてしまい本当

に知りたい生母の情報は分からないというのが実情です。つまり法律上は記録を閲覧することができず、仕組みになっても実態は閲覧することができません。

これを回避するため 養親さんが家庭裁判所に特別養子縁組の申し立てをして家事裁判をしている最中に裁判記録の閲覧を申請してその時にできるだけ情報を入手してくださいとお願いしています。養親さんは特別養子縁組を申し立てた時点で当事者です。当事者であれば裁判中のすべての記録を閲覧できます。この時期に情報を入手してくださいとお願いしています。

【 コラム 子供のための情報について 】

子供が生まれるまでの経緯について ルーツ探しまで視野に入れた養子縁組を実施されている支援事業者さんの中には 子供が生母さんの情報を手に入れにくいという現状から 将来子供が困らないように子供が養育委託されるときに養育委託調査報告書を作成して一緒に渡すという工夫をされている場合もあります。あるいは子供への手紙を貯めておいていつでも受け取れるようにという工夫もあります。あるいは生母さんの住所について委託する際子供が探しに来たら伝えられるようにあらかじめ委任状をとる工夫もあります。生母さんが伝えたいメッセージや身に着けている物や写真プレゼントを好きなだけ詰め込む『タイムカプセル』という工夫もあります。子供に伝えるための取り組みはまだまだ工夫できると思うのでこれからもどんどん増えていってほしいと思います。

【 ルーツ探しは生母と面会することだけではない 】

生母さんとの面会だけルーツ探しではありません。ルーツ探しとは 自分が生まれた経緯について子供も生母も共に癒されるようにお話し(テリング)する方法 子供が自分のなかでお話を組み立ててゆく方法(Life story work) 生まれた産婦人科施設巡り(あるいは乳児院巡り)のなかで職員さんからお話してもらう方法などがあります。これらを行う過程のなかで自分にもたらされた情報により子供自身の手で自分なりの物語を創り上げることがルーツ(root:自分の道順・道程)探しです。自分が納得できる自分なりの生まれてきた理由や物語を作り上げることが目的です。大人になって生母と面会することだけがルーツ探しではありません。ルーツ探しという言葉が全く知られていないように その概念や意味や必要性が全く知られていないこともルーツ探しを困難にさせている原因だと思います。

【 関連施設にアクセスする 】

生まれた病院 発見された場所 保護された機関に現地調査に行きます。子供にとってはすべての情報が必要な情報です。現地調査をした際 周囲の写真もたくさん撮っておきます。可能であれば当時の状況について施設の職員さんに話を聞きます。医療機関であれば診療録の開示請求ができます。しかし診療録の保管義務は5年なのでそれ以上経過している場合は記録が破棄されている場合があります。乳児院であれば所轄の児童相談所に資料開示請求をします。しかし資料の保管義務は5年なのでそれ以上経過している場合は廃棄されている場合があります。

【 生母さんの居住地が見つかったら 】

生母さんの氏名と住所について情報や記録が得られたら行政書士さんに依頼して戸籍謄本を取り寄せてもらいます。戸籍謄本の縦覧から現在の生母さんの名前と住所を割り出します。もし引越

して記録の住所に生母さんがいなかったら行政書士に依頼して住民票を取り寄せてもらい現在の居住地を割り出して確定しておきます。それでも見つからなければネットで検索します。それでも見つからなければ探偵に調査を依頼します。

【 コラム ルーツ探しは児童相談所の業務に組み込まれていない 】

児童相談所にルート探しに協力してもらうようお願いするのは事実上不可能です。児童相談所は通常業務だけですでに業務過多です。とてもルート探しをお願いするだけの余裕はありません。さらに児童相談所の業務内容にはルート探しを行う業務が含まれていません。里親家庭では親子の面会交流業務が児童相談所の業務として組み込まれているのですが 特別養子縁組家庭では 子供のルート探しや親子の面会交流を行うことを想定していないため児童相談所の業務に組み込まれていません。そのため現状では児童相談所に協力してもらうことはできません。

【 支援者(あるいは仲介者)によるサポートについて 】

ルート探しは支援者(あるいは仲介者)によるサポートがあった方がいいと思います。養子が単独で探すこともできますが自分だけでは感情が制御できなくなるので暴走しても止められません。支援者(あるいは仲介者)を間に挟むことによって生母さんの状況や感情も斟酌しながら接触することができます。また間に立つ人が第3者ならば生母さんも冷静に対応ができます。しかし子供(当事者)だとどうしても自分の感情で(後先考えずに)行動してしまいます。全ての生母がそれを受容してくれるとは限りません。しかし支援者(あるいは仲介者)であれば 特別養子縁組を日常から取り扱っているため両者の気持ちが理解できます。子供の感情を受けとりながら そして生母さんの状況や感情も受け取りながら 両者の状況に合わせて着地点を見出せます。また支援者(あるいは仲介者)ならば遠慮なく自分の意見や感情を話すことができます。子供だけでルート探しをすると直接生母さんと接触するので感情的になってしまうとそこで交流は終わってしまいます。生母さんにも事情があります。結婚して子供がいたりすると望んでいても会うわけにはいかなくなります。状況が整うまで時間を要することもあります。このようなサポートを業務として担えるのは特別養子縁組支援事業に日常から携わっている支援者が適任でしょう。

【 支援者(あるいは仲介者)の役割について 】

ルート探しを始めるにあたり 子供には生母について懸念を持っていたり 言葉には出さなくても傷つけるような感情を持っていることがあります。支援者はルート探しを始めるにあたり子供が抱えている疑念や懸念についても並行して探ってゆきます。場合によってはカウンセリングを並行させたり優先させることもあります。

【 生母の状況について 】

生母さんにとっては 養子縁組をした事実は苦しかったりもう触れてほしくない事柄であったりします。あるいは結婚して子供が生まれていると もう触れないでほしい状況になっていることがあります。仲介者がどれだけ配慮して連絡を取ったとしても 突然連絡を受けることは母親にとって大きな衝撃となります。たとえ母親にとって何年もの間待ち続けていたことだとしても 状況を受け入れるだけの準備が必要になってきます。

【 親の近況について 】

資金的に余裕があれば 生母の近況について調査（現地調査も含む）する方法もあります。これは支援者（あるいは探偵）に依頼をするのがいいでしょう。独身なのか結婚しているのか 子供がいるのか子供がいるとすれば何人か 離婚しているのか再婚なのか 仕事をしているのか 何の仕事をしているのかについてあらかじめ把握しておきます。生母が結婚して幸せな家庭を築いているのであれば子供が会いに行っても断られることがあります。けれどもあらかじめ知っておけば断られても子供が納得できるだけの理由になります。幸せになった生母の生活を壊さないように資金的に余裕があるのであればルーツ探しを行う前に生母の近況について把握しておくことも重要です。あるいは経済的に安定しているのか 子供が会いに行っても社会的に安全かを知ることによりある程度 拒絶されるか受容されるかの目途もつけられます。

【 母親への手紙 】

子供が母親に連絡をすると決めたら 母親に連絡をします。生母さんにしかわからない情報を使って 仮にパートナーが見たとしても養子縁組した事実が分からないように手紙を作成します。生母さんは結婚して新しい家庭を築いているかもしれません。生母さんが子供を産んだことを現在のパートナーに伝えていないかもしれません。誰が読んでも養子縁組した事実が推測できない文面にします。そのうえで生母さんにだけが差出人が誰か分かるよう『秘密の文言』を加えます。

例) 前回に会ったのが 『（自分の誕生日）〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日』 でした。久しぶりに会って話をしたいのですが ご都合はいかがでしょうか？

例) 〇〇〇〇（養子の名前）さんが あなたとお話をしたいのですがご都合はいかがでしょうか。お話ができそうであれば〇〇〇〇（支援者）宛てに連絡をいただけませんか。

手紙の文面は簡潔にしておいて 生母さんから電話やメールで返信があったときに詳細を伝えるようにします。

手紙には必ず連絡先を記載します。住所は支援者の住所を記載しておく方がいいでしょう。電話番号やメールアドレスについても記載しておきます。最初の手紙はすべて支援者を連絡先にしておく方がいいでしょう。

【 生母さんからの最初の返信 】

生母さんは支援機関からの突然の連絡に 驚きや不安怒りなどの感情を抱えて返信してきます。『 どうして私の住所を調べるようなことをしたんだ 』 『 どうして自分の住所がわかったんだ 』 『 過去のものとしてきたのにどうして調べたのか 』 という怒りの返事が返ってきます。そのため支援者は最初にかかってきた電話やメールの対応はできる限り受容的な態度で対応します。そしてできるだけ丁寧な説明をするように心がけます。

生母さんが落ち着いてきたら 養子さんから生母さんに伝えたいメッセージをあらかじめ預かっておきそれを伝えるようにします。子供が母親に会いたいという話を穏やかに前向きに伝えると生母さんも最初は怒っていてもだんだん落ち着いて話ができるようになります。生母さんが落ちついて話ができるようになれば その後にどういったコミュニケーション方法を選択すれば養子の希望に応じることができるのかについて話をします。

【 コラム ある養子の手紙 】

手紙を書くにあたってとても慎重に行動した。まずは刺激しないように（最近会っていない）遠い親戚を装って手紙を書くことにした。そして文中に私の誕生日である『〇〇〇〇年の〇〇月〇〇日』に最後に会ったのですがいかがお過ごしですかと わずかに私（養子）のことが類推される文章にして手紙を書いた。ドキドキしながら投函したことを覚えている。しかし返事はなかなか来なかった。後で生母から聞いたのだが 私の手紙を生母の夫が車のシートの隙間に落としてしまい2～3週間そのままであったということであった。車を掃除していたら隙間に挟まった手紙を発見したので生母に渡してくれたとのことであった。なかなか返事が来ないので 返事が来るまでの2～3週間いろんな良くない考えや不安が頭をよぎった。もう死んでしまっているのではないかと 別人だったのかもしれない 私のことなんてどうでもいいのかもしれないなど 後ろ向きの考えをしていた。そのため返事が来た時は慌ててしまった。返事の手紙が届いた晩は興奮して眠れなかった。手紙には私の小さい頃の写真も同封してあった。涙が止まらず泣きっぱなしだった。そして公園で会いましょうという約束もしてあった。

【 コラム ある生母への手紙 】

私はある時 意を決して生母へ手紙を書いた。『 19年間 連絡を取らなかったけれど 会って話がしてみたいのですが いかがでしょうか 』と書いて送った。しかし 生母からの返事は『 私はあなたを捨ててのうのうと生きてきた。今更おめおめと会えない。こんな母親で本当にごめんなさい 』と書いてあった。しかし返事には母親の電話番号が書いてあった。母親は今はいえないということである。私は待つことにした。

【 生母の受容 】

生母さんは子供から面会したいという連絡があると最初は不安や驚き怒りが混在した攻撃的な態度になります。ところが養子から生母へのメッセージ（感謝や近況報告）が伝えられると次第に喜びや感謝の気持ちに変わり そして申し訳ないという贖罪の気持ちに変化してゆきます。

あるいは養子が勇気をもってルーツ探しを始めたことを受けて養子縁組した過去があることを現在のパートナーや子供に伝えて 養子とのコミュニケーションを開始できるようにする生母もいます

【 母親への電話 】

手紙で返事があれば 次はどのようなアクセスをすればいいのか手紙の中であらかじめ質問しておきます。年配の生母であれば手紙で返事があることが多いです。若い生母であれば返答は電話かメールのことが多いのでその際に面会についても打ち合わせをしておきます。直接面会できるようであれば面会をお勧めしていますが 生母さんの事情により面会できない場合は電話でもいいか確認しておきます。しかし電話の場合は相手の顔色や表情が見えないというデメリットがあります。もし電話するとなった場合

- ①いつ電話をかけていいか
- ②どの時間帯にかけたらいいか（家族がいるかもしれないので）
- ③何と言って電話を掛けたらいいか（家族が電話に出たとき何と答えたらいいか用意するため）あらかじめ打ち合わせをしておきます。最初の連絡先は支援者の電話番号を伝えておくほうがいいでしょう

【 母親さんとの面会 】

生母さんから面会してもいいという返答があれば 面会についての準備をします。

- ①生母さんと養子さんのちょうど中間ぐらいの場所で あるいは支援者さんの事務所で
- ②騒がしすぎず静かすぎない場所で (ホテルのロビー 公園 支援者の事務所など)
- ③長すぎない面会時間で (積もる話もあるが1~2時間程度で) 設定します。

最初の面会は支援者が仲介して行いますが 生母さんと養子さんとの関係が安定していれば徐々に距離を置きます。直接交流してもよいとなったら支援業務は終了しますが その後の様子だけは連絡を入れてもらうよう養子さんをお願いしています。あるいは何か困った事態が生じた場合 (例えば生母さんと連絡がとれなくなったなど) はいつでも連絡してきてくださいと伝えておきます。

【 コラム ルーツ探しを支援する事業者が少ない 】

日本では特別養子縁組した後のことについてどのようにすればいいのか全く情報がありません。ルーツ探しを支援できる事業者さんもほとんど知られていません。けれども情報がないことを嘆いても仕方ありませんので渡米して直接養子さんや生母さんや支援事業者さんにルーツ探しについて教えてもらいました。この内容を叩き台にして 海外で出版されている文献や論文を参考に日本の現状でもすぐに使えるように実用的な運用を検討しました。ところが実際にルーツ探しをしようと思っても 支援できる事業者さんが極端に不足していたり 情報が開示されなかったりという問題点があります。これについての解決策は私の中でもまだ答えが見つかっていません。

【 コラム ある生母との再会 】

約束の日 私は公園に手紙を握りしめて行った。一目で母親だと分かった。感動して泣いた。涙が止まらなかった。1時間以上ずっと話をしていた。いつも想っていたので嬉しかったと言ってくれた。生父の情報もあった。18歳のとき生父が子どもの行方を探して生母に連絡をしてきたと知った。しかし生母も私がどこにいるのか知らなかったので探すことが出来なかったようだ。

【 コラム 感情的な高まり 】

イギリスやアメリカの数多くの報告にもあるとおり再会は非常に感動的なものになる。子供にはビビッと表現するしかない雷に打たれたような刺激的なインスピレーションがあり 生母には長年会えなかった待ち望んだ子供にやっと会えたという爆発的に湧きおこる愛おしさがある。ごく稀に感動的になりすぎて性的接触に発展することがある。支援者は一応釘を刺しておく。

【 コラム ある生父との再会 】

生父と面会するため 指定された公園に行った。すると男性が立っていた。『あなたが私の娘ですか?』と聞かれたとき一瞬ためらったが『はい』と答えた。生父は何でも聞いていいよというおおらかな人柄だった。生母が話してくれた内容と生父の話の内容は少し違っていた。妊娠した時のことについて 私をどうしたかったのかも含めて生母の見解と相違があった。

【 ルーツ探しは若い養子だけではない 】

ルーツ探しをするのは若い養子だけではなく。おじいさんやおばあさんになってルーツ探

しを始める人もいます。養父母に気をつかい存命の間はルーツ探しをしたいと言い出せず養父母が死去した後でルーツ探しを始める人もいます。そのため明らかに生母が死去して話を聞くことができない年代になってからルーツ探しをすることになります。あるいは孫がルーツ探しをすることもあります。おじいさんになったからもうルーツ探しをしないだろうと考えるのは間違いであり どの年代になってもルーツ探しができるよう準備しておく必要があります。

【 ルーツ探しは生母や生父だけが検索対象ではない 異父兄弟も検索対象である 】

生母が出産したのは一人だけとは限りません。他にも兄弟や異父兄弟を出産しているかもしれません。兄弟や異父兄弟もルーツ探しの対象になります。生母が既に他界している場合 生母についての情報は他の兄弟が一番よく知っています。あるいは生母がその養子だけでなく他にも子供を出産しその子供も養子になっていることがあります。その兄弟から情報を引き出せることもあります。異父兄弟であってもルーツ探しの対象に含めておく必要があります。

【 兄弟が見つかったとき 】

他の兄弟が見つかったときは兄弟と生母との関係にも配慮する必要があります。生母と同居している兄弟がいた場合は その兄弟に(自分に兄弟がいることを)告知しているのかどうかによって対応も変わります。また兄弟が養子になっている場合 その養子にも告知しているかによって対応が変わります。養子と生母では感情的になってしまい対立することもあります。兄弟同士だと感情的な対立になることが少なく良好な関係になります。しかし何事にも例外はありますので あらかじめ調査しておく必要があります。

【 兄弟がいるとわかった時 】

養子となった自分に兄弟がいるということがわかった時 そしてその兄弟は 生母が育てているとわかった時 どうして自分だけ捨てたのかと 親が恨めしくなることがあります。なぜ自分だけなのかと。なぜ自分だけ捨てたのかとやりきれなくなることがあります。

ところがその一方 産み親とは感情的に折り合えず 兄弟と仲良くなることもあります。兄弟は感情が入りこみません。仲のいい友達が増えた感覚でフラットに付き合うことができます。また生母が死去してしまった場合 兄弟が残された唯一の肉親になることがあります。その場合ルーツを知ることでできる唯一の情報源となります。

【 コラム 養子が兄弟に感じる申し訳なさ 】

養子は生母さんが産んで育てているほかの兄弟と面会した時 自分がとても裕福な生活をしているということに気が付きます。生母さんの生活を知れば知るほど 母親が自分で育てている自分の兄弟が決して満足のいく生活をしていないということを知ることになります。すると『 自分だけが裕福な生活をしている。兄弟は貧乏で苦しいのに・・・ 』と後ろめたさを感じることがあります。これが『 養子の感じる後ろめたさ 』の正体です。

養親さんの家庭は子供を委託する時点で比較的裕福な家庭が選ばれています。それに比べて生母さんの家庭は例外なく貧困に苦しんでいます。そして子供は自分だけが羨ましい生活をしている。他の子供がかawaiiそうと感じます。でも他の家庭に口出しすることはできません。

このような場合 自分だけがいい生活をして後ろめたいと感じているのであれば 自分が成功

例になって兄弟たちに見せてあげなさいと伝えています。不遇な兄弟は『自分には能力なんてないさ　そもそも俺たちは成功するはずなんてないさ(成功するなんて発想がそもそもない)　自分たちはこのままずっと貧乏さ』と最初からあきらめています。その兄弟に見せてやりなさい。あきらめるな。シャキッとしろ。お前たちは母さんのもとの甘えすぎている。他人の釜の飯で生活している俺からしたらもうちょっとがんばれと言いたい。でもそれを言葉で伝えてはいけません。結果で伝えてください。自分が成長して成功して(同じ兄弟だから能力は同じはずだろがんばれ)と結果で伝えてあげてください。そのためにもいいお手本になってあげなさいと伝えています。

【 生母の親族と仲良くなれるばかりではない 】

生母側の親族の中には　口うるさい親族もいます。そもそも全ての親族と仲良くできるわけではありません。仲良くできる親族もいますが　利害が絡んでしまい仲良くできない親族もいます。せっかく見つかった兄弟なのに　批判めいたことを言われて関係が修復できなくなってしまう場合があります。他人からすると　批判ではなくひとつの意見を述べたに過ぎないのに　それが受け入れられないこともあります。頭では理解しているのですが　感情が追いつかないこともあります。その場合一旦距離をとりましょう。あるいは会うことを止めてもいいです。全ての人と付き合う必要はありません。気の合う人とだけ付き合えばいいのです。

【 子供の望みには個人差がある 】

養子の望みにはかなりの個人差があります。面会したいだけという子供もいます。会いたいというよりは人柄や生活を見てみたい。どんな人なのかどんな生活をしているのかそれを見てみたい。それだけで満足する子供もいます。すべての子供が面会交流にまで進みたいわけではありません。しかし子供の要望は時間経過とともに状況とともに変わることもあります。支援者は子供の要望が変わりうることを含んでおく必要があります。

【 現実のルーツ探しは困難なことが多い 】

現在の日本の状況ではルーツ探しをすることはとても困難です。戸籍も辿れませんし　裁判所の記録も辿ろうと思った時には破棄されています。現実には会うこともできませんし情報も手に入らないというのが実情です。そこで今すぐできる対策について考えました。

まずは会えない子供のことを考えて情報をたくさん残せるように工夫します。特別養子縁組申し立ての際　家庭裁判所で審議されているとき養親さんは当事者ですので　この時に裁判記録を閲覧することができます。この時に集められるだけの情報をすべて集めます。生母さんの住所　氏名委託に至った理由　家族構成　その他得られる情報はすべて集めます。

医療機関を訪問します。子供が生まれた医療機関を訪ねてすすく育っている子供を見せるとともに母親の様子についても尋ねます。聞けそうであれば子供にどのようにお話をしたらいいのでしょうかと困りながらも質問すると　スタッフも子供が傷つかないようなストーリーにしてお話をしてくれます。人柄についても尋ねておきましょう。子供と一緒にスタッフさんと写真も撮っておきましょう。最後に子供の親権者として子供についての診療記録の開示請求を申請します。その際も子供に説明するときのための情報ですと説明して申請します。それでも医療機関が躊躇するようであれば診療記録の開示ではなくてもいいので子供に説明するための報告書という様式で子供のための記録を開示請求します。

子供が保護された施設についても訪問します。子供が発見された状態や経緯について話を聞きます。乳児院のスタッフであれば子供が傷つかないようにストーリーを工夫して話をしてくれます。子供と一緒にスタッフさんと写真も撮っておきましょう。最後に子供の親権者として子供についての記録の開示請求を申請します。その際も子供に説明するときのための情報ですと説明して申請します。それでも管轄する児童相談所が躊躇するようであれば記録の開示ではなくてもいいので子供に説明するための報告書という様式で子供のための記録を開示請求します。

もし支援機関を通じて生母さんと連絡がとれるなら 生母さんが伝えたいもの渡したいものを『何でも入れてもいい箱』に入れてもらってください。生母さんにまつわる物なら何でもいいです。子供に伝えたいもの渡したいものプレゼントしたいもの なんでもいいので入れてもらいます。また箱に入れるだけならばどんな精神状態でも入れることができます。

【 コラム 離婚家庭での親子面会交流 】

別居している親との面会交流は 子どもが健全に成長していくために子供にとって必要なものと考えられています。そのため親子の面会交流権は子どものための権利であると認識されています。そのため民法では 親子の面会交流を決めるにあたり子どもの利益を最優先に考えて決定すべきとされています。ですので親子の面会交流について子どもの意見や要望を無視して他人の意見だけで決定してしまうことは認められていません。親子の面会交流を行う際 何が子どもの最善の利益になるのかを常に考えることが必要です。同様のことが特別養子縁組家庭においても当てはまるのではないのでしょうか

【 コラム 離婚家庭での親子の面会交流について 】

親子の面会交流権は 民法に定められた権利です。民法 766 条において 親子の面会及びその他の交流を協議によって定めるべきとされています。そしてそれは子供の利益を最優先に考慮しなければならないとも規定されています。離婚交渉では面会についてもあらかじめ協議されています。このように親子が面会する権利は民法上で明確に認められた権利であることをまずは理解しておきましょう。そして同様のことは特別養子縁組家庭においても当てはまるのではないのでしょうか。以下に離婚家庭における具体的な親子の面会交流について提示しておきます。

- 面会交流の頻度について 例えば 1年に1回の面会とか
- 面会の時間と場所 例えば 1回の面会時間は〇〇時間とする 面会交流の場所は〇〇とする
- 運動会 卒業式などのイベントに参加していいのか
- 電話や手紙のやり取りをしてもいいか
- 祖父母や兄弟と面会をしてもいいか
- クリスマスや進学祝いのプレゼントを贈ってもいいか

● 親同士のお互いの連絡方法について 都合が悪くなった時の緊急連絡方法について

【 現状の日本の特別養子縁組制度では 生母から子供に接触ができない 】

現状の日本の特別養子縁組制度では 生母から子供に接触することができない仕組みになっています。生母さんには特別養子縁組に委託したとしても子供に会いたいという気持ちが残っています。そこで現状でできる工夫として 生母から子供にメッセージを送りたい場合 生母からの気持ちを手紙としてメッセージを渡す『 手紙スタイル 』を提案しています。あるいは伝えたいことがたくさんあるのであれば生母の日々の心情を綴って残しておく『 日記スタイル 』を提案しています。そしてそれを支援者さんを通じて渡してもらうよう提案しています。

生母さんはやっぱり子供のことを心配し気にかけています。しかしせっかく養親さんのもとで幸せに暮らしている子供の家庭環境を壊してはならないと 生母さん会いたい気持ちをぐっと抑え込んでいます。このように生母さんは会うことも叶わずに気持ちを吐き出すことができません。この状態が続くと心の傷として残ることになってしまい いざ再会しようとした際に自分を責めてしまい再会できなくなることがあります。そのため生母が気持ちを吐き続けられるよう気持ちが自然に落ち着けるよう吐き出す手段としても提案しています。将来的には結婚して連絡が自然に途絶えてしまうこともあります。けれども傷が癒されていれば子供が再会しようと思った時に連絡をとることができるようになりますし もし生母さんが家庭を持って会えなかったとしても届けられた手紙や日記を子供に渡すことができれば 子供も生母さんの心情が掴めるようになります。

【 日本の現状では生母さんからの面会や交流ができない 】

生母さんは子供に会いたいと願っています。会いたいただけなのです。決して子供が幸せに暮らしている環境を壊したいとは思っていません。ただ会いたいただけなのです。けれども子供が幸せに育てられている環境を壊してはならないと自分に言い聞かせて無理やり抑え込んでいるのです。生母さんが会いたいという気持ちを無理やり抑えたり止めたりする必要はないのではないのでしょうか。子育てが落ち着けば養親さんと調整して子供と面会できるようにすればいいのではないのでしょうか。養親さんが面会に不安を感じるのであれば支援者を間に挟めばいいのです。支援者は日頃から特別養子縁組を取り扱っているので お互いの気持ちはよく理解しています。お互いのために良いクッションになってくれます。子供が幼い間は面会をお休みするのもいいです。子供が幼い(乳幼児の間は)時期は養親さんも子育てだけで精一杯です。体力的にも精神的にもとても余裕がありません。そんな時期はお休みしてもかまいません。生母さんも子供が幸せに育てられている子育ての環境を破壊したいとは思っていません。子育てがひと段落して余裕が出てくれば面会すればいいのです。ところが現状の仕組みでは面会することすらできていません。もう会えないようにされているのが実情です。面会できないようにされてしまうから連絡が途絶えてしまい会おうと思っても会えなくなるのです。

生母さんは子供からのメッセージを待ち望んでいます。あるいは子供にメッセージを送りたいと望んでいます。それなのに生母さんからの交流(手紙やプレゼント)を拒絶したり無理やり閉ざす必要はないのではないのでしょうか。生母さんへの窓口は常に開放しておき 生母さんからの連絡があれば遠慮なく受け取ればいいのではないのでしょうか。養親さんが負担に感じるのであれば支援者(あるいは仲介者)が間に挟まればいいのではないのでしょうか。養親さんが生母さんからの連絡を

負担に感じるようであれば一時的に子供へのメッセージやプレゼントは受け取るだけにしておき生母さんに返事を送ることを一時的にお休みしてもかまいません。あるいはお休みする間は支援者にメッセージを一時預かりとしてもいいのです。子供が乳幼児の間は養親さんも子育てで精一杯ですし体力的にとっても余裕がありません。そんな時期はお休みすればいいのです。生母さんも子供が幸せになってくれることを望んでいます。養親さんの家庭を破壊することは望んでいません。子育てがひと段落して精神的に余裕ができたらお互いに話し合っただけ再開すればいいのです。

現状では生母さんから子供を捜索することはできません。これまで生母さんは望んでも子供に会うことはできませんでした。そして生母さんが絶望して面会への意欲が完全に潰れてしまうと子供が望んでも今度は再会することが困難になってしまいます。けれどもこのように工夫すれば生母さんとの連絡は閉ざされません。再開することもできるのです。

【 コラム 道がないなら自分で道を切り開く 】

私のルーツ探しは困難を極めた。そもそも全く手掛かりがないなかでどうやって探したらいいのか皆目見当がつかなかった。でもその当時はそんなものだから仕方ないとみんな諦めていた。

ところが 1980 年のある日 ある新聞に養子を対象とした集会が開催されるという新聞広告が掲載されていた。あまり期待せずに参加してみた。ところが集会に参加してみるとそこには自分と同じ境遇に置かれた養子がたくさんいた。そして彼らはパワフルで今までの閉鎖的な空気を吹き飛ばすエネルギーに溢れており彼らの話にとっても勇気付けられた。そして遂に 1989 年米国の法律が改正され養子縁組する際にはお互いの情報（生母と養父母）を交換し記録として残す事になった。これは画期的な判決であった。

それから 30 年がたち 今では多くの州に養子縁組についての相談窓口があり誰が生母であるか知りたいと言えば教えてくれるようになった。あるいは生母を探さなくてもいいように生母との面会交流が普通にできるような仕組みになった。養子についての心情を解説した本もたくさん出版されるようになった。ここに至るまでは本当に長い道のりだった。でもみんな一人一人が切り拓いてきた道のりだった。最初は道なんてどこにもなかった。

【 子供が求め生母が求めれば面会交流してもいいのではないかな 】

生母が子供を養育委託する場合次のようにカテゴリ分類できます

① 子供のことが好き子供のことを愛している でも自分に養育能力がない

例 中学生での妊娠 貧困 家出少女

② 子供のことが好き子供のことを愛している でも養育環境が整わない

例 DVによる妊娠 貧困 学生妊娠 家族の支援がない

③ 妊娠のことは向き合えないくらい

例 性被害

母親の背景別にカテゴリ分類すると大きくこれらの理由に分類されます。これらのカテゴリの背景を抱えた母親が特別養子縁組制度により子供を養育委託しています。母親が養育委託をした時点では母親はこれらの背景のため養育ができなかったので養育委託したことは適切な判断です。判断自体は必要なことであり それにより子供は安全な場所で養育を委託することになるからです。この点において現在の特別養子縁組制度に何の問題はありません。

ところが 別の視点からすると検討していない点があります。それは母親が子供を愛しているこ

とです。子供のことが大好きで子供のことを愛していることについては審査されていません。母親は自分に養育能力がないことを悟り、大好きな子供が自分のもとでは苦しい生活になってしまうことに気が付き、子供には自分と同じ苦しみを味あわせたくないという理由で、自主的に親権を手放したのです。子供が大好きだから、子供を愛しているから自らの意思で決定したのです。これについては検討する余地があるのではないのでしょうか。

母親は子供を養育することが困難という原因で養育委託に至っています。自主的に親権を終了しています。そしてこれらの決定は子供が大好きだから、子供を愛しているからなされた決定です。それにもかかわらず、母親が子供と交流したり面会することは一律に閉ざされています。養育能力がないので親権を終了させる判断は適切です。けれども能力がないことと面会できないことは別の次元です。家庭裁判所の判断は養育能力についての審査であって子供を愛していること子供が大好きであることは審査していません。親権を終了し財産権のほかすべての権利を終了することは子供が負債を負わないために必要です。戸籍を委譲することにより有利な資産が継承できること、アドバンテージのある環境で養育を受けるチャンスが与えられることにおいて現在の特別養子縁組制度は重要な制度です。そして母親が、子供が大好きで愛していることと、自分の負債を負わせないで有利な資産が継承できるようチャンスを与えることを切り分けて選択したのです。つまり母親が子供を愛していること、そして子供が有利な環境下で養育されることを切り分けて考え、自主的に選択したのです。それならば子供が望みそして母親が望めば親子の交流や面会は許可してもいいのではないのでしょうか。あるいは親権の終了と親子の面会交流は別の次元の取り組みとして別々に設定してもいいのではないのでしょうか。つまり委託したからといって面会まで閉ざす必要はなく、委託したからと言って交流（お手紙のやり取り、プレゼントの贈呈）まで閉ざす必要はないのではないのでしょうか。

【 生母のサポートも必要 】

現在の日本では生母さんは養育委託してしまうとサポートがすべて終了してしまいます。そのため悲しみの治療（グリーンケア）を受けることがありません。また自分は恥ずべきことをしてしまった、自分が悪い、自分はダメな人間だという恥（スティグマ）も解消されることがありません。心に傷（トラウマ）を抱えたままです。それも解消されないまま終わります。

生母さんはもともと経済的に困窮しています。たとえ心に傷を抱えていたとしても治療するためには治療費が必要です。けれどももともと経済的に困窮しています。治療費を捻出すること自体不可能です。そのため子供がルーツ探しをしに来た時でも、まだ心にたくさんの傷を抱えたままの状態です。面会しようとしても心の傷が邪魔になりうまくいきません。なぜなら心の傷が癒されていないからです。そして長年放置された心の傷の治療がそこから始まります。生母さんにも支援が必要です。

【 誰のための事業か 】

この支援の本質は当事者が望む支援をすることが本質である。当事者の意見を取り入れた当事者による当事者のための救済事業であることが望ましい。しかし日本の現状では何の方針もなく何の情報もないので養子縁組とその後の方針を当事者（生母・養子・養親）に相談せず支援者だけで決定してしまう。そして当事者の望まない支援になっている。けれども支援者さんを責めることも酷だと感じている。窓口の担当者さんも何も知らないのである。悪意はないのである。マニュアルも

指針もない。情報もない。だからこそ国外の事例を持ち込んでいる。紹介している。誰も悪くない。知らないだけである。